

令和5年度 山梨県の特別支援学校で取り組むこと

『学習指導要領』の趣旨や内容の実現を目指すとともに『山梨県教育振興基本計画』の着実な実施を図るために、山梨県の特別支援学校は次の事柄に重点的に取り組みます。

学級経営・ホームルーム経営の充実

◆ 確かな学力の育成

学習指導要領の趣旨を踏まえた、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び評価に取り組み、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に努めます。 ◇授業の改善 ◇教育課程の評価・改善

◆ 豊かな心の育成

豊かな心の育成を目指し、校種を越えた連携や学校の教育活動全体を通じた取組を推進し、いじめを許さない集団づくりと安心できる環境づくり及び不登校児童生徒一人ひとりに対応した切れ目のない組織的な支援に努めます。 ◇人権教育・道徳教育の推進 ◇いじめ・不登校への対応

◆ 健やかな体の育成

学校の教育活動全体を通じて、自ら運動を実践する態度を育成し、体力向上を図り、食育並びに心身の健康の保持増進及び安全に関する指導を相互に関連させながら、望ましい生活習慣の形成に努めます。 ◇体力の向上 ◇健康教育の充実 ◇安全教育の推進

◆ 地域や世界で活躍できる人材の育成

地域の特色を生かした学習活動を通して、郷土への理解を深めることができるようにするとともに、児童生徒一人ひとりがグローバルな視点を持ち、社会的・職業的自立に向け、将来に必要な基盤となる能力や態度の育成に努めます。 ◇伝統や文化等に関する教育の推進 ◇外国語教育の充実 ◇キャリア教育・職業教育の推進

◆ 特別支援教育の推進

特別支援教育に関する専門性の向上を図り、多様な学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校）における教育の充実に努めます。 ◇教師の専門性の向上 ◇教育内容の充実

これらを踏まえて、各学校で具体的な計画を立て、実行していきます。

山梨県教育委員会